

議案第84号

新居浜市公営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市公営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市公営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新居浜市公営自転車等駐車場条例（平成24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市自転車等駐車場条例

第1条中「及び普通自動二輪車」を「、普通自動二輪車及び大型自動二輪車」に、「新居浜市公営自転車等駐車場」を「新居浜市自転車等駐車場」に改める。

第2条の表に次のように加える。

新居浜駅南口広場駐輪場	新居浜市坂井町三丁目甲3458番1
-------------	-------------------

第3条第3号中「除く。）で、おおむね幅0.8メートル以下、長さ1.9メートル以下のもの」を「除く。）」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）

第8条第2項中「ときは、別表に定める額の」を「ときは、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「使用者は、別表に定める額の」を「使用者は、」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

駐車場の使用料は、別表に定める額とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

名称	区分			使用料	
新居浜駅前駐輪場	自転車	一時駐車（1台につき）	1日1回	2時間を超える場合 100円	
		定期駐車（1台につき）	屋内式	1月	1,000円
				3月	2,700円
				6月	5,200円
				12月	10,000円
		開放式	1月	900円	
			3月	2,400円	
			6月	4,600円	
	12月		9,000円		
	原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	一時駐車（1台につき）	1日1回	2時間を超える場合 200円	
		定期駐車（1台につき）	1月	1,500円	
			3月	4,000円	
6月			7,800円		
12月	15,000円				
新居浜駅南口 広場駐輪場	自転車	一時駐車（1台につき）	1日1回	2時間を超える場合 100円	
		定期駐車（1台につき）	1月	900円	
			3月	2,400円	
			6月	4,600円	
	12月		9,000円		
	原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	一時駐車（1台につき）	1日1回	2時間を超える場合 200円	
		定期駐車（1台につき）	1月	1,500円	
			3月	4,000円	
			6月	7,800円	
	12月		15,000円		

備考 定期駐車の使用期間は、月の初日から末日までを1月とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表に次のように加える改正規定及び別表の改正規定（同表新居浜駅南口広場駐輪場の項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可、使用許可の取消し等、使用料の徴収、使用料の減免及び使用料の還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

新居浜駅南口広場駐輪場が完成することに伴い、新居浜市自転車等駐車場として管理するとともに、当該新居浜市自転車等駐車場の使用料等を定めるため、本案を提出する。